



令和4年10月11日  
庁議資料

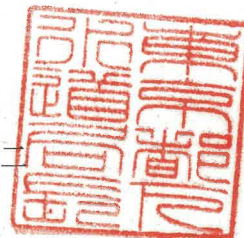
写

4下流管経第254号  
令和4年9月20日

狛江市長 杉原 俊雄 殿



東京都公営企業管理者  
下水道局長 奥山 宏二



多摩川流域下水道野川処理区の建設に要する費用の  
関係市の負担について（照会）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から流域下水道事業に対し、御支援及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、平成28年第一回東京都議会定例会において議決された多摩川流域下水道野川処理区の建設に要する費用の貴市負担について、別添のとおり改定が必要となりました。

つきましては、下水道法第31条の2第2項の規定に基づき意見照会しますので、令和4年10月21日までに御回答をお願いいたします。

多摩川流域下水道 野川処理区の  
建設に要する費用の関係市の負担について

令和4年9月20日  
流域下水道本部

1 改定理由

現行の多摩川流域下水道野川処理区の建設に要する費用の関係市の負担金額は、平成28年第一回東京都議会定例会において議決されたものです。

今後の設備の再構築などに要する費用について、関係市の負担金額の改定が必要となりました。

2 改定内容

(単位：千円)

野川処理区	改定額	現行額	増(△)減
事業見込み	昭和44年度 ～令和9年度	平成28年一定改定	
武蔵野市	1,095,655	1,042,663	52,992
三鷹市	1,855,776	1,743,419	112,357
府中市	414,739	375,334	39,405
調布市	4,786,699	4,371,963	414,736
小金井市	2,734,720	2,569,284	165,436
狛江市	1,376,670	1,257,703	118,967
市費計	12,264,259	11,360,366	903,893

※都議会の議決事項は、太線枠内

内  
容

参  
考  
資  
料

- 参考資料1 下水道法抜粋
- 参考資料2 関係市負担金改定内訳及び主な事業内容
- 参考資料3 各市負担金額算出方法
- 参考資料4 平成28年第一回東京都議会定例会提出議案

下水道法抜粋

(市町村の負担金)

**第三十一条の二** 第三条第二項又は第二十五条の二十二第一項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

関係市負担金改定内訳及び主な事業内容  
野川処理区

関係市負担金改定内訳

単位:千円

	現行議決額執行状況		見込額						議決額 改定案	差
	現行議決額	4年度末 執行予定額	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	計		
	A	B	C	D	E	F	G	H(C~G計)		
総事業費	53,907,204	53,418,316	945,624	986,674	1,002,269	1,482,474	820,381	5,237,422	58,655,738	4,748,534
国費	29,083,524	28,875,014	559,506	600,582	618,633	875,072	494,817	3,148,610	32,023,624	2,940,100
都費	13,463,314	13,323,449	193,059	193,046	191,818	303,701	162,782	1,044,406	14,367,855	904,541
市費	11,360,366	11,219,853	193,059	193,046	191,818	303,701	162,782	1,044,406	12,264,259	903,893
武蔵野市	1,042,663	1,034,747	11,059	11,061	11,033	18,185	9,570	60,908	1,095,655	52,992
三鷹市	1,743,419	1,725,008	24,762	24,750	24,472	36,629	20,155	130,768	1,855,776	112,357
府中市	375,334	368,182	9,245	9,234	9,044	12,023	7,011	46,557	414,739	39,405
調布市	4,371,963	4,308,520	87,749	87,755	87,326	140,573	74,776	478,179	4,786,699	414,736
小金井市	2,569,284	2,543,790	35,155	35,155	34,960	55,848	29,812	190,930	2,734,720	165,436
狛江市	1,257,703	1,239,606	25,089	25,091	24,983	40,443	21,458	137,064	1,376,670	118,967

は議決事項

主な事業内容

		事業計画 令和6年度	全体計画 令和6年度
管渠	延長(Km)	14.8	14.8
	処理区面積(ha)	4,408	5,476
処理場	処理人口(人)	459,810	584,700
	計画汚水量 (m3/日)	229,250	298,400
	処理能力 (m3/日)	195,000	195,000

施策別	年度				
	R5 [2023]	R6 [2024]	R7 [2025]	R8 [2026]	R9 [2027]
再構築	調布幹線		森ヶ崎水再生センター・南部スラッジプラント		
	水処理電気設備再構築(西)	反応槽機械設備再構築(東)(西)	反応槽機械設備再構築(東)(西)	反応槽機械設備再構築(東)(西)	反応槽機械設備再構築(東)
震災対策	発電設備再構築	発電設備再構築	発電設備再構築	発電設備再構築	
エネルギー・ 地球温暖化対策	汚泥濃縮設備再構築	汚泥濃縮設備再構築	汚泥濃縮設備再構築	汚泥濃縮設備再構築	汚泥濃縮設備再構築
	汚泥脱水設備再構築	汚泥脱水設備再構築	汚泥脱水設備再構築	汚泥脱水設備再構築	汚泥脱水設備再構築
	汚泥焼却設備再構築	汚泥焼却設備再構築	汚泥焼却設備再構築	汚泥焼却設備再構築	汚泥焼却設備再構築
	汚泥処理電気設備再構築				

## 各市負担金額算出方法

### 1 建設費の都と市の負担割合

管渠建設費については、事業費から国庫補助金を控除した額について、都と関係市がそれぞれ2分の1を負担する。

ただし、野川第二幹線については、事業費から国庫補助金を控除した額について、都が10分の7、関係市が10分の3を負担する。

森ヶ崎水再生センター等の区部の下水道施設については、事業費から国庫補助金を控除した額を区部と野川処理区の計画処理水量比等で按分して算出した野川処理区分の額について、都と関係市がそれぞれ2分の1を負担する。

### 2 関係市間の負担割合

関係市間の合意に基づき定められた建設負担金負担構成比により負担する。

#### (1) 管渠建設費

区 分		市 名						計
		武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市	
野川第一幹線 調布幹線	計画排除面積 (h a)	260	380	60	1,880	730	550	3,860
	負担構成比 (%)	6.74	9.84	1.55	48.71	18.91	14.25	100.00
野川第二幹線	計画排除面積 (h a)	263	332	—	—	458	—	1,053
	負担構成比 (%)	24.98	31.53	—	—	43.49	—	100.00
多摩川幹線 成城排水調整所	計画排除面積 (h a)	256	580	219	2,037	817	582	4,491
	負担構成比 (%)	5.70	12.91	4.88	45.36	18.19	12.96	100.00

#### (2) 処理場建設費

区 分		市 名						計
		武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市	
森ヶ崎水再生センター 南部汚泥処理プラント 中防ミキシングプラント	計画処理面積 (h a)	256	580	219	2,037	817	582	4,491
	負担構成比 (%)	5.70	12.91	4.88	45.36	18.19	12.96	100.00

第百十三号議案

多摩川流域下水道野川処理区の建設に要する費用の関係市の負担について  
 右の議案を提出する。

平成二十八年二月十七日

提出者 東京都知事 舛 添 要 一

多摩川流域下水道野川処理区の建設に要する費用の関係市の負担について  
 東京都が施行する多摩川流域下水道野川処理区の建設に要する費用について、関係市の負担すべき金額（平成二十一年三月  
 二十七日議決）を次のとおり改める。

市名	負担金額
武蔵野市	一、〇四二、六六三千元
三鷹市	一、七四三、四一九千元
府中市	三七五、三三四千元
調布市	四、三七一、九六三千元
小金井市	二、五六九、二八四千元
狛江市	一、二五七、七〇三千元
計	一一、三六〇、三六六千元

第百十三号議案 多摩川流域下水道野川処理区の建設に要する費用の関係市の負担について

(提案理由)

多摩川流域下水道野川処理区の建設に要する費用について、関係市の負担すべき金額を改める必要がある。

なお、この議案は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第三十一条の二第二項の規定に基づき、提出するものである。

野川町	1,200,000	1,200,000
三浦町	1,200,000	1,200,000
石巻町	1,200,000	1,200,000
幸谷	1,200,000	1,200,000

（以下は表の下部に記述されていると思われる議案本文の抜粋）

野川町 1,200,000

三浦町 1,200,000

石巻町 1,200,000

幸谷 1,200,000

（以下は表の下部に記述されていると思われる議案本文の抜粋）

野川町 1,200,000

三浦町 1,200,000

石巻町 1,200,000

幸谷 1,200,000